

令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕県版 改定対照表

頁	改定前	改定後																																				
1-68	<p>2 付加利益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金(損金算入分を除く) (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「2 共通仮設費2-2算定方法(1)率計算による部分3)」及び「2 共通仮設費2-2算定方法(5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>一般管理費等=工事原価×一般管理費等率(Gp)+契約保証費</p> <p>(注)一般管理費等率は、「4一般管理費等率の補正(4)別表第1」による。</p> <p>4 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。</p> <p>① 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>なお、前払金の保証のない(前払金支出割合が0%)の一般管理費率は、別表第1による。</p> <p>② 契約の保証に必要な費用の取扱い 請負金額が300万円以上の場合、工事原価に補正率(別表第3)を乗じて得られた額(千円未満切り捨て)を契約保証費として一般管理費に加算して補正する。ただし、工事原価に補正率を乗じて得られた額が1,000円未満の場合は1,000円とする。</p> <p>③ 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>④ 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>(4) 別表</p> <p>1) 別表第1</p> <p>(ア) 前払金支出割合が35%を超え、40%以下及び保証なし(前払金支出割合が0%)の場合</p> <table border="1" data-bbox="405 963 1037 1023"> <tr> <td>工 事 原 価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>(イ)の算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(イ) 算定式</p> $Gp = -4.97802 \times \log(Cp) + 56.92101$ <p>ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:対象工事原価(円)</p> <p>(注) 1. Gpの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「2 共通仮設費2-2算定方法(1)率計算による部分3)」及び「2 共通仮設費2-2算定方法(5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 別表第2</p> <table border="1" data-bbox="439 1203 882 1257"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%を超え5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 1) で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	(イ)の算定式により算出された率	9.74%	前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	<p>2 付加利益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金(損金算入分を除く) (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「2 共通仮設費2-2算定方法(1)率計算による部分3)」及び「2 共通仮設費2-2算定方法(5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>一般管理費等=工事原価×一般管理費等率(Gp)+契約保証費</p> <p>(注)一般管理費等率は、「4一般管理費等率の補正(4)別表第1」による。</p> <p>4 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。</p> <p>① 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>なお、前払金の保証のない(前払金支出割合が0%)の一般管理費率は、別表第1による。</p> <p>② 契約の保証に必要な費用の取扱い 請負金額が300万円以上の場合、工事原価に補正率(別表第3)を乗じて得られた額(千円未満切り捨て)を契約保証費として一般管理費に加算して補正する。ただし、工事原価に補正率を乗じて得られた額が1,000円未満の場合は1,000円とする。</p> <p>③ 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>④ 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>(4) 別表</p> <p>1) 別表第1</p> <p>(ア) 前払金支出割合が35%を超え、40%以下及び保証なし(前払金支出割合が0%)の場合</p> <table border="1" data-bbox="1391 963 2022 1023"> <tr> <td>工 事 原 価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>25.13%</td> <td>(イ)の算定式により算出された率</td> <td>10.63%</td> </tr> </table> <p>(イ) 算定式</p> $Gp = -5.21826 \times \log(Cp) + 60.08313$ <p>ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:対象工事原価(円)</p> <p>(注) 1. Gpの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「2 共通仮設費2-2算定方法(1)率計算による部分3)」及び「2 共通仮設費2-2算定方法(5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 別表第2</p> <table border="1" data-bbox="1402 1203 1845 1257"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%を超え5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 1) で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	25.13%	(イ)の算定式により算出された率	10.63%	前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	23.57%	(イ)の算定式により算出された率	9.74%																																			
前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																		
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	25.13%	(イ)の算定式により算出された率	10.63%																																			
前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																		
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		

一般管理費等率の改定



令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕県版 改定対照表

頁	改定前	改定後																										
1-133	<p style="text-align: center;">第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1. 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等でイメージアップの実施が困難なものと及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。</p> <p>3. 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。</p> <p>イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） P_i：対象額（直接工事費（工場製作にかかるとのものと及び処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α：積上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="414 842 1019 1037"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額：P_i</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> <tr> <th>大都市（1）、（2）市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費</td> <td>5億円以下の場合</td> <td>$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.17}$</td> <td>$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.20}$</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td>1.73</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、ヘ、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない判断されるものの費用とする。</p> <p>ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>ホ. 現場環境改善及び地域連携に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>ヘ. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、設計変更にて積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用（県版1-59）と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</p>	対象額：P _i		現場環境改善費率：i（％）		大都市（1）、（2）市街地	左記以外	直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.17}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.20}$	5億円を超える場合	1.73	0.71	<p style="text-align: center;">第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1. 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等でイメージアップの実施が困難なものと及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。</p> <p>3. 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。</p> <p>イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） P_i：対象額（直接工事費（工場製作にかかるとのものと及び処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α：積上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="1355 842 1960 1037"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額：P_i</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> <tr> <th>大都市（1）、（2）市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費</td> <td>5億円以下の場合</td> <td>$i = 46.9 \cdot P_i^{-0.15}$</td> <td>$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.20}$</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td>1.38</td> <td>0.57</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。</p> <p>また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、ヘ、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない判断されるものの費用とする。</p> <p>ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>ホ. 現場環境改善及び地域連携に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>ヘ. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、設計変更にて積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用（県版1-59）と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。</p> <p style="text-align: center;">1-133 令和8年4月20日以降適用</p>	対象額：P _i		現場環境改善費率：i（％）		大都市（1）、（2）市街地	左記以外	直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費	5億円以下の場合	$i = 46.9 \cdot P_i^{-0.15}$	$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.20}$	5億円を超える場合	1.38	0.57
対象額：P _i				現場環境改善費率：i（％）																								
		大都市（1）、（2）市街地	左記以外																									
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.17}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.20}$																									
	5億円を超える場合	1.73	0.71																									
対象額：P _i		現場環境改善費率：i（％）																										
		大都市（1）、（2）市街地	左記以外																									
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費	5億円以下の場合	$i = 46.9 \cdot P_i^{-0.15}$	$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.20}$																									
	5億円を超える場合	1.38	0.57																									

現場環境改善費率及び
実施内容、積上げ上限額の改定

令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔1 一般土木〕県版 改定対照表

頁	改定前	改定後																				
1-134	<p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (P1) の変動に伴う現場環境改善費率 1 は変更される。また、積上げ計上分 (a) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>【別表-1】</p> <table border="1" data-bbox="421 438 1081 805"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容(率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等)</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1-134</p>	計上費目	実施する内容(率計上分)	現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減	現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等)	地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献	<p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (P1) の変動に伴う現場環境改善費率 1 は変更される。また、積上げ計上分 (a) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>【別表-1】</p> <table border="1" data-bbox="1355 438 2016 821"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容(率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4. 現場景観向上(美化化・デザイン看板等)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1-134 令和8年4月20日以降適用</p>	計上費目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策	地域連携	1. 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4. 現場景観向上(美化化・デザイン看板等)
計上費目	実施する内容(率計上分)																					
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減																					
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																					
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等)																					
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																					
計上費目	実施する内容(率計上分)																					
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減																					
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実																					
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策																					
地域連携	1. 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4. 現場景観向上(美化化・デザイン看板等)																					

実施内容の改定



令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔2 調査関係〕 改定対照表

頁	改定前	改定後
1-1-2	<p>第1編 測量業務</p> <p>③ 機械経費 機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械等損料算定表等による。</p> <p>④ 直接経費</p> <p>(a) 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。</p> <p>(b) 基地関係費 基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。</p> <p>(c) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>(d) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。</p> <p>(e) その他 器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。</p> <p>⑤ 技術管理費</p> <p>(a) 精度管理費 精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。</p> <p>(b) 成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。 また、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、<u>熱中症対策費用</u>である。 なお、間接測量費は、一般管理費等を含わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>② 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2. 測量調査費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>3. 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>1-1-2</p>	<p>第1編 測量業務</p> <p>③ 機械経費 機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械等損料算定表等による。</p> <p>④ 直接経費</p> <p>(a) 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。</p> <p>(b) 基地関係費 基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。</p> <p>(c) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>(d) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。</p> <p>(e) その他 器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。</p> <p>⑤ 技術管理費</p> <p>(a) 精度管理費 精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。</p> <p>(b) 成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。 また、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、<u>熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)</u>である。 <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複が無いことを確認するものとする。</u> なお、間接測量費は、一般管理費等を含わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>② 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2. 測量調査費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>3. 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>1-1-2 令和8年4月20日以降適用</p>

積上げ内容の追記



令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔2 調査関係〕 改定対照表

頁	改定前	改定後
2-1-3	<p style="text-align: center;">第1章 地質調査積算基準</p> <p>地質</p> <p>ト) 施工管理費 出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。</p> <p>フ) 営繕費 大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。</p> <p>リ) その他 伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。</p> <p>(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人工費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、<u>熱中症対策費用を含む。</u> なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>(3) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p style="text-align: center;">2-1-3</p> <p style="text-align: center;">137</p>	<p style="text-align: center;">第1章 地質調査積算基準</p> <p>地質</p> <p>ト) 施工管理費 出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。</p> <p>フ) 営繕費 大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。</p> <p>リ) その他 伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。</p> <p>(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人工費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、<u>熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)を含む。</u> また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複が無いことを確認するものとする。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>(3) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p style="text-align: center;">2-1-3 令和8年4月20日以降適用</p> <p style="text-align: center;">137</p>

積上げ内容の追記



また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複が無いことを確認するものとする。

令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔2 調査関係〕 改定対照表

頁	改定前	改定後
3-1-1	<p style="text-align: center;">第1章 土木設計業務等積算基準</p> <p style="text-align: center;">第1節 土木設計業務等積算基準</p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。</p> <p>1-2 業務委託料 1. 業務委託料の構成</p> <p style="text-align: center;">設計</p> <p>2. 業務委託料構成費目の内容 イ 直接原価 (イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。 (ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。 a 旅費交通費 b 電子成果品作成費 c 電子計算機使用料及び機械器具損料 d 特許使用料 等 (ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。 ロ 間接原価 (イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。 ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p> <p style="text-align: center;">3-1-1</p> <p style="text-align: center;">195</p>	<p style="text-align: center;">第1章 土木設計業務等積算基準</p> <p style="text-align: center;">第1節 土木設計業務等積算基準</p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。</p> <p>1-2 業務委託料 1. 業務委託料の構成</p> <p style="text-align: center;">設計</p> <p>2. 業務委託料構成費目の内容 イ 直接原価 (イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。 (ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。 a 旅費交通費 b 電子成果品作成費 c 電子計算機使用料及び機械器具損料 d 特許使用料 等 (ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。 ロ 間接原価 (イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、<u>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。</u> また、主に現場の地誌や図面に對する熱中対策に関する費用については、<u>発業者の責任を明確の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複が無いことを確認するものとする。</u> ※その他原価は直接経費（積み上げ計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p> <p style="text-align: center;">3-1-1</p> <p style="text-align: center;">令和8年4月20日以降適用</p> <p style="text-align: center;">195</p>

積上げ内容の追記

令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔2 調査関係〕 改定対照表

頁	改定前	改定後
4-1-3	<p style="text-align: right;">第1章 調査、計画標準歩掛</p> <p>検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定の費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。また、精度管理費係数の値は「河川測量」の値を準用するものとする。ただし、精度管理費の対象額は、痕跡測量のみとする。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、<u>熱中症対策費用である。</u>なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、調査業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>2-4 業務費の積算方式 業務費は、次式によって積算する。 業務費＝（直接調査費）＋（間接調査費）＋（一般管理費等）＋（消費税相当額） ＝（直接調査費）＋（諸経費）＋（消費税相当額） ＝〔（直接調査費）×〔1＋（諸経费率）〕〕×〔1＋（消費税率）〕</p> <p>諸経費 諸経费率は、「測量業務積算基準」の諸経费率を準用するものとする。</p> <p>2-5 業務内容 (1) 調査業務の構成</p> <pre> 洪水痕跡調査業務 ├── 打合せ ├── 計画準備 ├── 現地踏査 ├── 現地確認作業 │ ├── 痕跡の確認、痕跡状況写真撮影 │ ├── 痕跡のマーキング │ └── 痕跡位置の平面図への記入 ├── 痕跡測量 │ ├── 直接測量 │ └── 間接測量 ├── 痕跡図及び写真集の作成 │ ├── 河川平面図 │ ├── 河川縦断面図 │ ├── 河川横断面図 │ └── 痕跡状況写真集 └── 点検整理 </pre> <p style="text-align: right;">4-1-3</p> <p style="text-align: center;">361</p>	<p style="text-align: right;">第1章 調査、計画標準歩掛</p> <p>検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定の費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。また、精度管理費係数の値は「河川測量」の値を準用するものとする。ただし、精度管理費の対象額は、痕跡測量のみとする。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、<u>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。</u> <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複が無いことを確認するものとする。</u> なお、間接調査費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、調査業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、<u>株外主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</u></p> <p>(4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>2-4 業務費の積算方式 業務費は、次式によって積算する。 業務費＝（直接調査費）＋（間接調査費）＋（一般管理費等）＋（消費税相当額） ＝（直接調査費）＋（諸経費）＋（消費税相当額） ＝〔（直接調査費）×〔1＋（諸経费率）〕〕×〔1＋（消費税率）〕</p> <p>諸経費 諸経费率は、「測量業務積算基準」の諸経费率を準用するものとする。</p> <p>2-5 業務内容 (1) 調査業務の構成</p> <pre> 洪水痕跡調査業務 ├── 打合せ ├── 計画準備 ├── 現地踏査 ├── 現地確認作業 │ ├── 痕跡の確認、痕跡状況写真撮影 │ ├── 痕跡のマーキング │ └── 痕跡位置の平面図への記入 ├── 痕跡測量 │ ├── 直接測量 │ └── 間接測量 ├── 痕跡図及び写真集の作成 │ ├── 河川平面図 │ ├── 河川縦断面図 │ ├── 河川横断面図 │ └── 痕跡状況写真集 └── 点検整理 </pre> <p style="text-align: right;">4-1-3 令和8年4月20日以降適用</p> <p style="text-align: center;">361</p>

積上げ内容の追記



令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔2 調査関係〕 改定対照表

頁	改定前	改定後
4-1-22	<p>第4編 調査、計画業務</p> <p>第5節 水文観測業務</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案)</p> <p>5-1-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する雨量、水位等に係る水文観測所の保守点検業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-1-2 水文観測所保守点検業務費の構成</p> <p>5-1-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費 ①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。 ②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。 ③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち上記①～②以外に必要な費用である。</p> <p>3) 材料費 材料費は、当該作業を実施するのに要する材料の費用である。</p> <p>4) 安全管理費 安全管理費は、当該作業を実施するのに要する安全管理に必要な費用である。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等とは、一般管理費及び付加利益よりなる。</p>	<p>第4編 調査、計画業務</p> <p>第5節 水文観測業務</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案)</p> <p>5-1-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する雨量、水位等に係る水文観測所の保守点検業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-1-2 水文観測所保守点検業務費の構成</p> <p>5-1-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費 ①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。 ②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。 ③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち上記①～②以外に必要な費用である。</p> <p>3) 材料費 材料費は、当該作業を実施するのに要する材料の費用である。</p> <p>4) 安全管理費 安全管理費は、当該作業を実施するのに要する安全管理に必要な費用である。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複が無いことを確認するものとする。 なお、間接調査費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p>
	4-1-22 380	4-1-22 令和8年4月20日以降適用 380



積上げ内容の追記

令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔2 調査関係〕 改定対照表

頁	改定前	改定後
4-1-30	<p>第4編 調査、計画業務</p> <p>5-2 流量観測業務積算基準(案)</p> <p>5-2-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する流量観測業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-2-2 流量観測業務費の構成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">流量観測業務費</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 流量観測業務価格 <ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 <ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 <ul style="list-style-type: none"> 機械経費 直接経費 <ul style="list-style-type: none"> 旅費交通費 電子成果品作成費 材料費 <ul style="list-style-type: none"> その他 安全管理費 <ul style="list-style-type: none"> 精度管理費 技術管理費 <ul style="list-style-type: none"> 精度管理費 運搬費 間接費調査 <ul style="list-style-type: none"> 諸経費 一般管理費等 消費税相当額 </div> </div>	

積上げ内容の追記



令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔2 調査関係〕 改定対照表

頁	改定前	改定後
4-1-42	<p>第4編 調査、計測業務</p> <p>5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案)</p> <p>5-3-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する流量観測の観測値を用いて、水位流量曲線式及び図を作成する業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-3-2 水位流量曲線作成業務費の構成</p>  <p>5-3-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。 1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。 2) 直接経費 ①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。 ②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。 ③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①～②以外に必要な費用である。 (2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 (3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。 1) 一般管理費 一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。 2) 付加利益 付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。 (4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>4-1-42</p>	<p>第4編 調査、計測業務</p> <p>5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案)</p> <p>5-3-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する流量観測の観測値を用いて、水位流量曲線式及び図を作成する業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-3-2 水位流量曲線作成業務費の構成</p>  <p>5-3-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。 1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。 2) 直接経費 ①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。 ②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。 ③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①～②以外に必要な費用である。 (2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複が無いことを確認するものとする。 なお、間接調査費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 (3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。 1) 一般管理費 一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。 2) 付加利益 付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。 (4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>4-1-42 令和8年4月20日以降適用</p>

積上げ内容の改定



令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔2 調査関係〕 改定対照表

頁	改定前	改定後
4-1-46	<p>第4編 調査、計画業務</p> <p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案)</p> <p>5-4-1 適用範囲</p> <p>この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する降水量、水位、地下水位、風向風速等の水文資料の整理業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-4-2 水文資料整理業務費の構成</p>  <p>5-4-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</p> <p>②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。</p> <p>③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①～②以外に必要な費用である。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、<u>熱中症対策費用である</u>。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>	<p>第4編 調査、計画業務</p> <p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案)</p> <p>5-4-1 適用範囲</p> <p>この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する降水量、水位、地下水位、風向風速等の水文資料の整理業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>5-4-2 水文資料整理業務費の構成</p>  <p>5-4-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。</p> <p>1) 直接人件費 当該作業に従事する技術員の人件費である。その名称及び基準日額は別途定める。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>①旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</p> <p>②電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては、「測量業務積算基準」を準用するものとする。</p> <p>③その他 その他は、当該作業に係る直接経費のうち、上記①～②以外に必要な費用である。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、<u>熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)である</u>。 <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複が無いことを確認するものとする。</u> なお、間接調査費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、当該作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、当該作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>

積上げ内容の改定



令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔3 港湾〕その1 改定対照表

頁	改定前	改定後																																								
2-3-1	<p>3節 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定 積算基準〔1. 一般土木〕根拠「第1編第2章④一般管理費等」による。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正</p> <p>2-1 前払金支出割合による補正 前払金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乘じて得た率とする。</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式による。 $G_p' = \gamma \times G_p$ (小数3位四捨五入) ここに、 G_p' : 補正後の一般管理費等率 G_p : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率(%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数</p> <p>2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合による補正までを行った後に、「表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用区分等</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>下記の率とする 23.57%</td> <td>算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。 a b -4.97802 56.92101</td> <td>下記の率とする 9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式 $G_p = a \cdot \log(C_p) + b$ (小数3位四捨五入) ただし、 G_p : 一般管理費等率(%) C_p : 工事原価(円)</p> <p style="text-align: center;">表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">前払金支出割合区分</th> <th>0%を超え5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> <th>35%を超え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数(γ)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「前払金支出割合0%」または「前払金なし」は、補正係数1.00とする。</p> <p style="text-align: center;">2-3-1</p>	工事原価 適用区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	下記の率とする 23.57%	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。 a b -4.97802 56.92101	下記の率とする 9.74%	前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超え	補正係数(γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	<p>3節 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定 積算基準〔1. 一般土木〕根拠「第1編第2章④一般管理費等」による。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正</p> <p>2-1 前払金支出割合による補正 前払金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乘じて得た率とする。</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式による。 $G_p' = \gamma \times G_p$ (小数3位四捨五入) ここに、 G_p' : 補正後の一般管理費等率 G_p : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率(%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数</p> <p>2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合による補正までを行った後に、「表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用区分等</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>下記の率とする 25.13%</td> <td>算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。 a b -5.21826 60.08343</td> <td>下記の率とする 10.63%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式 $G_p = a \cdot \log(C_p) + b$ (小数3位四捨五入) ただし、 G_p : 一般管理費等率(%) C_p : 工事原価(円)</p> <p style="text-align: center;">表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">前払金支出割合区分</th> <th>0%を超え5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> <th>35%を超え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数(γ)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「前払金支出割合0%」または「前払金なし」は、補正係数1.00とする。</p> <p style="text-align: center;">2-3-1 令和8年4月20日以降適用</p>	工事原価 適用区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	下記の率とする 25.13%	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。 a b -5.21826 60.08343	下記の率とする 10.63%	前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超え	補正係数(γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00
工事原価 適用区分等	500万円以下		500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																						
	一般管理費等率	下記の率とする 23.57%	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。 a b -4.97802 56.92101	下記の率とする 9.74%																																						
前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超え																																					
	補正係数(γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																				
工事原価 適用区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																							
	一般管理費等率	下記の率とする 25.13%	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。 a b -5.21826 60.08343	下記の率とする 10.63%																																						
前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	35%を超え																																					
	補正係数(γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																				

工事費の積算

工事費の積算

一般管理費等率の改定



令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔3 港湾〕その2 改定対照表

頁	改定前	改定後
1-1-2	<p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-1 積算価格構成の内訳</p> <p>2-1-1 直接原価</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。</p> <p>2) 直接経費(積上計上分) 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の①から⑤までに掲げるものとする。 ①事務用品費 ②旅費 ③業務成果品費 ④電子計算機使用料および機械器具損料 ⑤特許使用料、製図費、委員会経費</p> <p>3) 直接経費(積上計上するものを除く) 直接経費(積上計上分)以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>2-1-2 間接原価</p> <p>1) 間接原価 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)とす。 ※その他原価は直接経費(積上計上するものを除く)及び間接原価からなる。</p> <p>2-1-3 一般管理費等</p> <p>業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費等は一般管理費および付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2 業務委託料の積算</p> <p>2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。 業務委託料 = (業務価格) + (消費税等相当額) = [((直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)) + (一般管理費等)] × [1 + (消費税率)]</p>	<p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-1 積算価格構成の内訳</p> <p>2-1-1 直接原価</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。</p> <p>2) 直接経費(積上計上分) 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の①から⑤までに掲げるものとする。 ①事務用品費 ②旅費 ③業務成果品費 ④電子計算機使用料および機械器具損料 ⑤特許使用料、製図費、委員会経費</p> <p>3) 直接経費(積上計上するものを除く) 直接経費(積上計上分)以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>2-1-2 間接原価</p> <p>1) 間接原価 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熟中対応策費用(従業員個人に対する費用)である。 また、中に現場の施設や設備に対する熟中対応策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熟中対応策費用(従業員個人に対する費用)と重複が無いことを確認するものとする。</p> <p>2) 業務原価 業務原価は直接原価及び間接原価からなる。</p> <p>2-1-3 一般管理費等</p> <p>業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費等は一般管理費および付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2 業務委託料の積算</p> <p>2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。 業務委託料 = (業務価格) + (消費税等相当額) = [((直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)) + (一般管理費等)] × [1 + (消費税率)]</p>
	1-1-2 12	1-1-2 令和8年4月20日以降適用 12

積上げ内容の改定

令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔3 港湾〕その2 改定対照表

頁	改定前	改定後
2-1-3	<p>(6) 技術管理費 技術管理費は、精度管理および成果検定に要する費用とする。</p> <p>① 精度管理費 精度管理費は、当該測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成および機械器具の検定の費用を計上する。</p> <p>② 成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用を計上する。なお、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>2) 間接測量費 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用である。</p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等を含めて、諸経費として計上する。</p> <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費および付加利益よりなる。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該測量作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力・用水・光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該測量作業を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2-2 測量調査費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う、調査・計画および測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>なお、測量調査費に係わる直接原価(直接人件費、直接経費)、その他原価(間接原価および直接経費(積上計上するものを除く))および一般管理費等の算出は「第1編 設計等業務」を適用する。</p> <p>2-2-3 消費税等相当額 消費税相当分を積算する。</p> <p>2-3 測量業務費の積算方式 測量業務費は次式によって積算する。</p> $\text{測量業務費} = (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税等相当額})$ $= [(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})] \times (1 + (\text{消費税率}))$ <p>1) 測量作業費 測量作業費 = (直接測量費) + (間接測量費) + (一般管理費等) = (直接測量費) + (諸経費) = [(直接測量費) - (成果検定費)] × [1 + (諸経費率)] + (成果検定費)</p> <p>2) 測量調査費 測量調査費 = [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等)</p>	<p>(6) 技術管理費 技術管理費は、精度管理および成果検定に要する費用とする。</p> <p>① 精度管理費 精度管理費は、当該測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成および機械器具の検定の費用を計上する。</p> <p>② 成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用を計上する。なお、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>2) 間接測量費 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)である。</p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等を含めて、諸経費として計上する。</p> <p>また、中に規定の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。</p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等を含めて、諸経費として計上する。</p> <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費および付加利益よりなる。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該測量作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力・用水・光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該測量作業を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2-2 測量調査費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う、調査・計画および測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>なお、測量調査費に係わる直接原価(直接人件費、直接経費)、その他原価(間接原価および直接経費(積上計上するものを除く))および一般管理費等の算出は「第1編 設計等業務」を適用する。</p> <p>2-2-3 消費税等相当額 消費税相当分を積算する。</p> <p>2-3 測量業務費の積算方式 測量業務費は次式によって積算する。</p> $\text{測量業務費} = (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税等相当額})$ $= [(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})] \times (1 + (\text{消費税率}))$ <p>1) 測量作業費 測量作業費 = (直接測量費) + (間接測量費) + (一般管理費等) = (直接測量費) + (諸経費) = [(直接測量費) - (成果検定費)] × [1 + (諸経費率)] + (成果検定費)</p> <p>2) 測量調査費 測量調査費 = [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等)</p>
	<p style="text-align: center;">測 量</p> <p style="text-align: center;">2-1-3</p> <p style="text-align: center;">97</p>	<p style="text-align: center;">測 量</p> <p style="text-align: center;">2-1-3 令和8年4月20日以降適用</p> <p style="text-align: center;">97</p>

積上げ内容の改定



令和7年度(10月20日以降適用) 積算基準〔3 港湾〕その2 改定対照表

頁	改定前	改定後
3-1-3	<p>⑨旅費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係る旅費とし、新潟県の職員の旅費に関する条例に準じて積算する。</p> <p>⑩その他 伐木植樹等前記に属さなく、調査の実施に要する費用。</p> <p>(3) 業務管理費 業務管理費は、概調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)を含む。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて経費率として計上する。また、業務管理費は経費率算定の対象額としない。</p> <p>(4) 雑材料 代価表に雑材料の算出対象額が示されていない場合は代価表総額に対し算出する。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費および付加利益である。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払い保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2-2 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用とする。 なお、解析等調査業務費に係る直接原価(直接人件費、直接経費)、その他原価(間接原価および直接経費(積上げ計上するものを除く))および一般管理費等の算出は「第1編 設計等業務」を適用する。</p> <p>2-2-3 消費税等相当額 消費税相当分を積算する。</p> <p>2-2-4 作業船の回航等を含む積算 1) 作業船の回航等を含む積算は土質調査費と別途に算定し、土質調査費に合算する。 2) 積算は、「第1部 第5章 1節 回航・えい航費」による。 3) 回航費は、調査の実施に必要な船舶等を入手可能であると推定される場所より、原則として調査現場までの往復に要する費用とする。</p> <p>2-3 土質調査の積算方式 土質調査の積算は次式によって積算する。 土質調査業務費＝(一般調査業務費)＋(解析等調査業務費)＋(消費税等相当額) ＝[(一般調査業務費)＋(解析等調査業務費)]×[1＋(消費税率)]</p> <p>1) 一般調査業務費 一般調査業務費＝[(直接調査費＋間接調査費)]×[1＋(経費率)]</p> <p>2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費＝[(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)]＋(一般管理費等)</p>	<p>⑨旅費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係る旅費とし、新潟県の職員の旅費に関する条例に準じて積算する。</p> <p>⑩その他 伐木植樹等前記に属さなく、調査の実施に要する費用。</p> <p>(3) 業務管理費 業務管理費は、概調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)である。 また、主に現場の施設や設備に関する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複が無いことを確認するものとする。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて経費率として計上する。また、業務管理費は経費率算定の対象額としない。</p> <p>(4) 雑材料 代価表に雑材料の算出対象額が示されていない場合は代価表総額に対し算出する。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費および付加利益である。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払い保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2-2 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用とする。 なお、解析等調査業務費に係る直接原価(直接人件費、直接経費)、その他原価(間接原価および直接経費(積上げ計上するものを除く))および一般管理費等の算出は「第1編 設計等業務」を適用する。</p> <p>2-2-3 消費税等相当額 消費税相当分を積算する。</p> <p>2-2-4 作業船の回航等を含む積算 1) 作業船の回航等を含む積算は土質調査費と別途に算定し、土質調査費に合算する。 2) 積算は、「第1部 第5章 1節 回航・えい航費」による。 3) 回航費は、調査の実施に必要な船舶等を入手可能であると推定される場所より、原則として調査現場までの往復に要する費用とする。</p> <p>2-3 土質調査の積算方式 土質調査の積算は次式によって積算する。 土質調査業務費＝(一般調査業務費)＋(解析等調査業務費)＋(消費税等相当額) ＝[(一般調査業務費)＋(解析等調査業務費)]×[1＋(消費税率)]</p> <p>1) 一般調査業務費 一般調査業務費＝[(直接調査費＋間接調査費)]×[1＋(経費率)]</p> <p>2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費＝[(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)]＋(一般管理費等)</p>
257	3-1-3	257
15 / 15 ページ		令和8年4月20日以降適用

積上げ内容の改定

